

項目	主な御意見の内容	都の考え方
01 目的	○なぜ虐待防止条例を施行するのか。現状の条例や法律で十分ではないのだろうか。 ○条例を外枠として施行しても、実態が伴わず、同じような事案が繰り返されれば、条例策定自体がパフォーマンスかのように見受けられるという指摘が出る。現状の法律や条例から課題を検証し、そのうえで条例を策定するべきではないか。 ○現状の法律や条例とどのように相違があるのか、どうしてそれらの法律等では対応できないのか明示してほしい。 ○都が(ほかの同様な条例を策定予定の自治体にとって)ロールモデルになると思われるが、都だけで足早に決めていくべきものなのか。 ○非常に複雑な背景があるケースばかりだと思うが、条例策定自体がゴールになっていて、その先の運用部分で条例が機能するのか疑問に残る。	都内の(保護者から子供への)虐待相談対応件数は年々増加しており平成30年3月には死亡に至る痛ましい事例も発生しました。 虐待の防止のためには、行政、都民、関係機関等が虐待防止の認識を共有し、社会全体で取組を進める必要があります。 こうしたことから、都の実情を踏まえて、児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号。以下「児童虐待防止法」という。)及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定を具体化し、その趣旨をより浸透させるとともに、虐待防止に向けた取組を広く都民に向けて発信することや、子育て支援や児童相談の現場の支援活動を後押しするために、条例の制定を目指していきます。
02 定義	○年齢等、条例が示す子供の定義は何か示してほしい。	本条例は、児童虐待防止法等の規定を具体化等するものであるため、「子供」の定義は、同法で規定する「児童」と同じ(満18歳未満の者)とする考えです。
02 定義	○保護者の定義に、同居親だけでなく、別居親である親権者、実父及び実母を含めるべき。 ○保護者に施設の職員などを含めているのか、または家族・親族のみを示しているのか。	本条例は、児童虐待防止法の規定を具体化等するものであるため、同法で規定する「保護者」と同じ(親権を行う者等で、子供を現に監護するもの)とする考えです。
02 定義 (虐待)	○虐待の定義について、目的・理念の中に明記されているといい。 ○「教育」「しつけ」と「虐待」の明確な違いをこの条例で明確にほしい。真に「子の利益」にならないのであればそれは「虐待」になるものである。したがって「親の夢を子どもで叶える」ような子育ても虐待であるといえるのではないか。そういう考え方を広げることの方が大切であるとする。 ○どこから虐待なのか、何が虐待に当たるのかが明確でないため、明記すべきではないか。 ○面前の夫婦喧嘩及びDVを児童の精神的虐待とする場合は、定義を明確にし、啓発に努めるべき。単なる夫婦喧嘩では無くDVに当たった事案のみを子供の目の前で行う事を児童虐待にするのか明確にできるのならば明確にすべき。また、啓発もしっかり行うべき。 ○この条例をきっかけに、現状目を向けられていないが、子どもの重大な権利侵害となっている精神的虐待にも光を当て、すくいあげることが出来るようになることを期待している。 ○虐待の定義がない。性的な虐待や、育児ネグレクト、怒鳴る、面前DV等も虐待である。本人の希望に沿った選択をさせないことなども一種の虐待ともいえるので、この条例で扱う虐待の定義を明確にすべき。 ○身体的虐待もですが、心理的虐待も含めて考えていくべき。	本条例は、児童虐待防止法の規定を具体化等するものであるため、「虐待」の定義は、同法が規定する「児童虐待」と同じとする考えです。 したがって、虐待は、身体的虐待、心理的虐待、ネグレクト及び性的虐待の4つの行為類型と定義する考えです。 なお、4つの行為類型の具体的例示については、「子ども虐待対応の手引き」(平成25年8月23日付雇児総発第0823第1号・厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)において記載されており、現在も、これに基づき児童虐待対応を進めています。 こうしたことを踏まえ、条例案を作成します。

項目	主な御意見の内容	都の考え方
02定義 (虐待等の主体)	○虐待をしてはいけない人はこどもに関わる全ての人としてほしい。たとえば保育園の保育士なども含めて。 ○本条例案では虐待をする側として保護者だけが想定されている。最も子どもが過ごす時間が長いのは家庭の次に学校である。また、保育園や学童なども子どもが長く過ごす。校則や締め付け、過管理、無視などで虐待している場合もある。子どもが過ごすところは全て虐待防止の対象ではないのか。 ○一般的に「保護者」との表記は、親・親族を想像させてしまい、虐待が家庭内だけで行われているものであると語弊を生む可能性があるため、施設職員も保護者に含む等、保護者の定義を明確にすべきではないか。 ○「都民の責務」の中の文言を「何人も」という主語にすることにより、虐待防止は保護者へだけの責務ではなく社会全体の規範意識であるという視点が盛り込まれるのではないのか。 ○「都民は、子どもに対し、虐待してはならない。」と設けるべきである。児童虐待防止法でも、第3条において「何人も、児童に対し、虐待をしてはならない」との規定があるので、都条例においても都民の責務としてすべての子供への虐待行為が禁止されていることを明記すべきである。 ○当条例では、施設内等の家庭以外での場所での虐待防止について書かれていないように思われる。また、未然防止よりも、保護者が既に「虐待をしていること」を防止する前提になっているのではないだろうか。 ○「体罰その他品位を傷つける形態による罰を子どもに与えてはならないこと」という文言は「保護者の責務」に入っているが、「都民の責務」に入れるべきである。保護者だけが責務を負うというわけではなく社会全体で規範を作っていくことを明確にするためにも「都民の責務」へ記載し、「何人も」と保護者を含めた書き方をすべきと考える。	都内の(保護者から子供への)虐待相談対応件数は、年々増加しており、平成30年3月には、死亡に至る痛ましい事例も発生しました。 そのため、条例案作成に当たっては、社会全体で保護者から子供への虐待の防止に関する理解を深め、その防止に関する取組を推進し、虐待から子供を守ることを目指していきます。 なお、児童虐待防止法第3条において、「何人も(子供への)虐待を行ってはならない」ことが規定されていることも踏まえ、条例案を作成します。
02定義 (関係機関)	○関係機関に含まれる機関はどこかを明示すべきではないか。特に保育所や医療機関において虐待の疑いが判明することが多いため、そのような施設が含まれているのか示してほしい。	児童虐待防止法第5条等を踏まえ、具体的例示を含めた関係機関等の定義を規定します。
03基本理念	○「子供の権利利益」とは何か示してほしい。 ○「子供の成長、年齢等に応じた意見を尊重」とあるが、成長、年齢に応じた意見でなければ尊重しなくてもよいのかなど、無用の混乱を生じる表現なので削除し、子供の意思、意見を尊重する等に変更すべき。 ○「虐待の防止に当たっては、子供の安全及び安心を優先し、最善の利益になるよう子供の成長、年齢等に応じた意見を尊重する」と順序を改めたほうがいいのではないだろうか。ひとつの虐待事案においても、子供と大人では感じ方や考えることが異なることが想定できる。そのほか運用上「子どもが帰りたい」と言えば「帰られる」ようにするのかなど難しい局面が予想されるため、まずは安心・安全を前提とすべきではないだろうか。 ○最善利益＝子どもの声(意見)が絶対なのか、それが担保されない場合は、条例策定前に熟考の余地ありではないか。 ○子供は守られる存在というだけでなく、権利の主体、一人の人間として尊重されるべきことを明記してほしい。そして、虐待防止から虐待被害後まで、子供の視点・意見を最大限取り入れることは関係者の責務としてほしい。 ○外国籍・戸籍のない子供も含め、等しく守られ、教育の機会も得られる必要がある。	児童福祉法第1条において「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、(中略)その他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と規定され、第2条において「全て国民は、(中略)社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達に程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と規定されております。 また、児童虐待防止法第13条の3第3項において「地方公共団体は、児童虐待を受けた児童がその年齢及び能力に応じ十分な教育が受けられるようにするため、教育の内容及び方法の改善及び充実に必要な施策を講じなければならない。」と規定されております。 これら法の趣旨も踏まえ、子供の安全及び安心の確保並びに最善の利益を最優先とする考えに立ち、条例案を作成します。

項目	主な御意見の内容	都の考え方
03基本理念	○基本理念あるいは基本方針として、次の事項を規定してほしい。 (1)児童虐待への対応に当たっては、子どもを守ることを最優先としなければならない。親との信頼関係の確保など他の事情を優先してはならない。 (2)児童虐待は一つの機関が案件を抱え込むことなく、児童相談所、市町村、警察、病院、学校等の関係機関が情報共有の上連携して対応することとする。 (3)関係機関は、相互理解の上信頼関係に基づき効果的な連携活動を行うことができるよう、連携して活動するための指針の策定、定期的な合同研修を行うなど連携確保のために必要な措置を講ずるものとする。	(前頁 03基本理念の項を参照ください。)
04責務(都)	○経済的格差のもとに晒されるのも虐待である。義務教育の費用、給食の無料化などは進めるべきなので、「教育環境の整備を行政は最大限の努力で取り組む」といった表現を記載するべき。	ご意見について、参考とさせていただきます。
05責務(都民)	○保護者を追いつめないよう、子供はもちろん、保護者も一緒に支援するという姿勢が必要。「虐待から守る」ではなく、「虐待しない」あるいは「虐待のない」社会を築くことを目的とし、虐待防止のためには、子育て家庭を社会全体で支えていくという理念を加えてほしい。 ○子どもへの虐待が発生する背景のひとつとして、子どもと保護者が穏やかに過ごす環境が脅かされている実態があると考ええる。本条例の骨子案において「都民の責務」として、「子どもと保護者が穏やかに過ごせる環境の醸成、維持に協力するよう努めること。」を追加することを提案する。 ○「都民の責務」に子育て家庭を温かく見守ることや、可能な範囲で手助けすること等を加えていただきたい。 ○都民の責務のところですが、「虐待相談事案に関しての報道や情報の取扱いについては児童及びその家族のプライバシーを十分に配慮するよう努めること」というものを入れていただきたい。	核家族化、地域社会の人間関係の希薄化などを背景に、家庭や地域社会における養育力が低下することにより、保護者が子育てに困難を抱え、その結果虐待行為に至ることがあるといった事実があります。 そのため、都、区市町村及び関係機関等が、一層連携しながら子供と家庭を支援し、子供が家庭で健やかに成長できる環境づくりを進めることが必要であるとの考えに立ち、条例案を作成します。
06責務(保護者)	○保護者等の責務において、「一義的な責任」とあるが、一義的という表現は大多数の保護者に馴染んでいないため、あるいはこの場合に適切な言葉とは言えないので、「主たる」、「第一の」等の表記に改めるべき。 ○責務という言葉自体が重い意味合いに感じられる。この言葉を選んだ理由を示してほしい。	児童福祉法第2条第2項において「児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成することについて第一義的責任を負う。」と規定されており、その趣旨も踏まえ、条例案を作成します。
	○この条例の規定に違反した場合(順守しない場合)の罰則はあるのか、記載がないため、説明を求める	虐待があった場合、子供に対して必要な支援を迅速に行うとともに、再び適切な親子関係を構築できるよう、保護者を罰することではなく、寄り添い、支えていくことが重要です。 また、既に、児童虐待防止法や児童福祉法において、罰則が設けられているとともに、虐待行為が暴行や傷害などに該当する場合には、刑事法令が適用されます。 こうしたことから、本条例において、罰則規定を設けることは考えておりません。
	○「保護者は、その子どもに対して虐待行為をしてはならない。」と記載すべき。体罰禁止を盛り込んだことは評価するが、「虐待行為の禁止規定」がないので、明記すべき。	児童虐待防止法第3条において、「何人も(子供への)虐待を行ってはならない」ことが規定されていることも踏まえ、条例案を作成します。

項目	主な御意見の内容	都の考え方
06責務 (保護者の体罰等禁止・反対)	○体罰禁止について、児童虐待防止法において禁止されている「虐待」を超えて、都独自の概念を設けてまで規定する必要が感じられない。 ○まずは、体罰がエスカレートしてしまうほどストレスが多い世の中の仕組みを変えるべき。この条例案も、「体罰禁止」の条項があつては、子育てに真摯に取り組む親にとっては大きなストレスの一因になると考える。 ○「体罰禁止」と盛り込むと今までとどう変わるのか、説明をする場が必要ではないか。例えば、平手一発でも、重みが立場によって大きく異なる(家庭内と施設内では、痛みは一緒でも状況や必要性には大差がある)。 ○多少のしつけを体罰と定義することは必要だろうか。 ○「体罰その他の品位を傷つける形態による罰を子供に与えてはならない」と規定することについて反対する。家庭内に自治体に介入することが適切ではない。「法は家庭に入らず」の法格言が原則のはず。一自治体の範囲にしか適用されない条例でこのような規定を入れることには疑問がある。 ○体罰に関する規定を入れる元の立法事実としては、目黒区で発生した痛ましい児童虐待を防止することがあると思料するが、極端な事例をもって事情の異なる大多数の保護者に対し責務を課すことは保護権益と規制のバランスを欠く。罰則を伴わないとしてもいいかなのか。 ○体罰禁止について、「保護者は、子供の養育に係る一義的な責任を負っている」のであれば、保護者はその責任を果たすためにある程度の懲戒権を保持しなければ、その責任を果たすことは難しい。特に子供の非行・犯罪について、このような理想を家庭に押し付けるのは、育成の難しい子供の保護者に過度な負担を強いることになる。 ○体罰の禁止が規定されることで親や教師が何も出来なくなり、学級崩壊と呼ばれる状況などが社会全般に蔓延していく事になるのではないか。 ○「体罰等によらない子育てを推進」というところは賛成するが、「体罰等の禁止」には反対。行政は家庭内のことにここまで干渉すべきではない。少子化が叫ばれる中、このように子育てのハードルを上げることは、子育て可能な世代の子育て意欲を削ぐものであり、ますます少子化に拍車を掛けかねない。 ○体罰について、おおむね少年審判の対象にならない12歳未満に関しては、子供の成長に資すると思われる部分もあると思われるので一過性の痛み止まり、後遺的な傷を残さない範囲で例外的に認めるべきと考える。 ○体罰禁止で言葉でいくら注意しても子供は聞かないと思う。では「聞かない時にどうすればいいのか」について、明確な正解が示されていないのではないか。 ○本条例の骨子案では、「体罰その他の品位を傷つける形態」という文言は抽象的で、具体的にどの程度のものを禁止されているのかがとらえにくい。抽象的な表現は、真剣に子育てに当たっている親権者をいたずらに迷わせ、不安にさせ、自信を失わせることになるのではないか。 ○体罰をしてはいけない年齢(例:0～15歳まで)を定めるというような方法はないのか。	子供が自立心を育み、責任ある大人に成長していくために、家庭での適切なしつけを行うことや、必要に応じて叱ることは重要です。しかし、しつけに際して、体罰を与えたり、暴言を浴びせることは、恐怖により子供をコントロールしているだけで、子供はなぜ叱られたのか理解できていないこともあります。 また、体罰等は、虐待にエスカレートする可能性がある行為であり、虐待そのものである場合もあります。さらに、医学的に、子供の脳の発達に深刻な影響を及ぼすことがあるとされています。 このため、保護者による体罰等を禁止し、体罰等によらない子育てを推進していくことが、子供の健やかな成長や権利利益の擁護を最優先にする観点から必要と考えています。 親の懲戒権との関係については、民法では、親は「子の利益のため」に、監護・教育する権利を有し、それに必要な範囲で懲戒できると規定されていますが、条例案では、「子の利益に反する」行為として、体罰等を禁止する考えです。 したがって、民法の懲戒権に抵触することはないと考えており、また、保護者の適切かつ必要なしつけを抑制するものではありません。

項目	主な御意見の内容	都の考え方
06責務 (保護者の体罰等禁止・賛成)	○体罰等を禁止するということが子どもの権利を優先するうえで大前提となることを基本理念として入れるべき。体罰等を容認することは子どもの権利を侵害するものであり、虐待の防止を目指すためのものとして体罰等の禁止を書くことでそれがより明確になる。 ○「体罰その他の品位を傷つける形態による罰を子どもに与えてはならないこと。」と言う文言を明記していることに心から賛同する。民法における懲戒権に関する議論を、それぞれの法律上における解釈という捉え方をすることで整理し、定義を加えずに「体罰およびその他品位を傷つける形態による罰」として明記する方向へ議論されていることを支持したい。 ○体罰等によらない子育てを推進する観点から体罰等の禁止を条例に明記することは、とても意義のあることだと考えるので、是非実現していただきたい。 ○体罰等の法的禁止を、積極的な広報活動や子育て支援の取り組みなどと組み合わせることで、虐待にエスカレートする可能性のある体罰等の減少につなげる取り組みを東京都が率先して行い、全国各地の自治体にその動きが波及していくことを強く期待する。 ○体罰によるしつけは虐待であるので、このような観点からの体罰は行うべきではないと思います。 しかし、親が何のしつけをしないでそのまま放置することは、将来的に子どもが成長した時に他者と共感し、共存を図る社会のなかで他人をあたたく思いやれるようになるのが心配。	
06責務 (保護者の体罰等禁止・その他)	○体罰の規定において、「品位を傷つける」という言葉は侮辱、名誉棄損という意味に近いと思われるが、この場合適切ではない。より根源的な人権を損なう等の表現に改めるべき。 ○体罰・暴言が子供の脳の発達に深刻な影響を与えるということだが、どこまでが体罰でどこまでが暴言にあたるのか。 ○体罰や暴力が虐待にエスカレートする可能性があるという趣旨だが、体罰や暴力のみの段階では虐待とは認定しない／できないのか。それでは何が虐待なのかがわからないと考える。 ○「品位を傷つける形態による罰」という何をもって品位が傷つけられるか分からない表現は適切ではない。そのような主観的な判断を伴う表現をすることは行き過ぎである。 ○体罰等によらない子育ての啓発を明記するべきである。そして、そのことが保護者を支えることとなる。 ○子供が癇癪を起こし、それに対応している際など、子育てをしていると傍から見たら虐待に見えてしまう場面があり、体罰禁止の規定は当事者である親を不安にする可能性がある。体罰を禁止するのであれば、それと同時に、世間の誤解を防ぐための情報提供などを行ってほしい。 ○体罰等の禁止は、体罰等をする保護者を非難することが目的ではなく、子供の健やかな成長発達を保障することをめざすものであるから、条例制定の根拠となっている体罰等の弊害や、体罰等を用いないしつけや子育ての方法、あるいは体罰等の背景にある子育てについての困難やストレスを解消するための相談支援機関などの情報を幅広く広報し周知する取り組みも必要。 ○体罰等によらない子育てを学ぶための親や養育者向けのプログラムを、子ども支援施策として実施すべきである。具体的には、子ども家庭支援センターや公民館といった場所でのプログラムの定期的な実施や、養育者が自分の子育てを振り返る機会や気軽に相談できる仕組みなど。	体罰等によらない子育ての推進に向け、いただいたご意見も参考に、条例案を作成します。

項目	主な御意見の内容	都の考え方
06責務 (保護者の体罰等禁止・その他)	○「体罰＝虐待」という通報があった時に、事実関係をきちんと確認し調査するための手段・手順は現行のままで適切なのか。	体罰等の行為が、虐待に該当する、または、該当すると思われる場合には、通告や相談の対象となり、虐待の対応が進められます。 一方、虐待に当たらない場合には、通告の対象ではありませんが、子供の健やかな成長のため、必要に応じ、子育て等に関する助言や支援を進めることがあります。
	○学校教育法により学校では体罰が禁止されているが、学校での指導が不十分で事故が起きたとしても、教員個人の故意や重過失でない限り国家賠償法により個人の責任は免責され、市区町村や都が賠償責任を持つこととなっている。一方保護者は指導が不十分で未成年の子どもが第三者に損害を与えた場合、民法第714条1項により賠償責任を負う。もし条例により体罰を禁止する、つまり保護者の懲戒権を法律以上に制限するのであれば、国家賠償法と同様に、保護者の賠償責任を都が変わって受け持つ仕組み作りも必要になるのではないのか。	親の懲戒権との関係については、民法では、親は「子の利益のため」に、監護・教育する権利を有し、それに必要な範囲で懲戒できると規定されていますが、本条例では、「子の利益に反する」行為として「体罰等を禁止する考えです。 したがって、民法の懲戒権に抵触することはないと考えており、また、保護者の適切かつ必要なしつけを抑制するものではありません。
07責務 (関係機関等)	○学校の役割を何らかの形で別に規定すべき。なぜなら、子どもたちは学校に毎日行くから。 ○性的な虐待などは医療機関の協力が必要であるため、関係機関の例をあげて明確にすべき。	虐待の未然防止、虐待の早期発見・早期対応において、学校や医療機関は、重要な関係機関です。ご意見も踏まえ、条例案を作成します。
08未然防止	○万が一保護者が体罰の必要性を感じた場合に、その時点で速やかに児童相談所に相談するという努力義務や、また相談をしてもよいということがわかるような一文を盛り込めないのか。	虐待を未然に防止するため、妊娠・出産・子育てまで切れ目ない支援に関する施策を行う区市町村を、都は、引き続き支援していきます。 こうした観点から、条例案を作成します。
	○学校でも「子どもの人権」を教職員が教えるようにし、子ども達が頭ごなしに、大人から否定される存在ではないことを知ってもらい、ひとりひとりが自信を持って生きていけるように導いてあげてください。 ○子どもを持つ親たちに、子どもが持っている人権について教える制度を作してほしい。子どもは親の所有物と勘違いしている人が多いため、自分の思い通りにならないと、子どもに対して暴力を振るったり体罰を与えたりする。まずは、親が子どもの人権を知ることが必要。 ○「自身が守られるべき存在であること」という表現は「何から」や「どこまで」という具体性に欠けている。また子供が権利の主体性という基本理念の観点からも適切ではない表現である。 ○教育委員会以下の学校関係者にも、子供の権利について研修を義務付けるべき。また、生徒手帳に「子どもの権利条約」が記載されているページを設けるほか、授業の中で子供の権利について教えるべき。 ○予期しない妊娠に関する文言は必要だが、子ども自らが相談しやすい機関や制度の強化が必要不可欠である。 ○性教育の充実をもっと考えるべきではないか。 ○保護者や子供自身が困ったとき、すぐに相談できるような体制を整備するべき。 ○虐待の通告はメールやLINEなど、今の子供たちに身近なツールでもできるようにすべき。	子供が権利侵害から守られるよう、家庭での困りごとや保護者からの不適切な行為又は虐待について、子供自身が相談してよいことや、その相談先・手段について、学校等を通じて、啓発活動や情報提供を行っていきます。 若年者に対し、予期しない妊娠に至らないための啓発活動や妊娠、出産等に関する相談先等の情報提供も行っていきます。 こうした観点から、条例案を作成します。 ※子供が自ら相談しやすいよう、フリーダイヤルによる「東京子供ネット電話相談」などを実施しており、また、平成31年度から、児童虐待を防止するためのLINE相談を本格実施する予定です。

項目	主な御意見の内容	都の考え方
08未然防止	○虐待は起きないようにするのが一番であり、そのためには施設の充実よりも、ご近所付き合いの充実を図るほうがはるかに効果的である。 ○国、都、市町村の職員でなく、人間同士のコミュニティを濃くすることが必要になる。 虐待に対する価値観を日本国民ないし外国人を含め定期的に共有し、おせっかいをする勇気をそれぞれが持つように国全体でしていかなければならない。最良なのは、知ってるもの同士のやりとりで解決し合っていくことである。 ○虐待をしたくないのにしてしまう人のケア、子どもをかわいく思えない心の傷を負っている人のケア、子育て中の家族に優しくなれない社会の改革、職場でマタハラ根絶や育児休業、時短勤務への理解促進、男女問わず子育ては社会全体ですするという意識改革など、虐待する親などへの指導ではない、安心して子育てできる社会づくりが大切。 ○責務のみを示していて、保護者への支援はどのようにするのか。そこまで考えて盛り込んでいるわけではないのかと疑問が生じる。 ○保護者への対応を第一に考えるべきではないか。 ○家庭の中で育児を担当している親、(主に母親)の意見に耳を傾けて欲しい。ワンオペ育児や待機児童問題など、何年も前から声が上がっている子育て問題を解決せず、虐待予備軍とみなされるような世の中では育児困難を感じる人が増え、少子化はますます進むのではないか。 ○親を常に悪ととらえるのではなく、日常的に、子育ての伴走ができるような仕組みなどを整えるほうが先ではないか。あらぬ偏見を生み、虐待とは認められないケースでも、苦しさが生まれてしまう可能性が残るため。 ○「妊娠、出産及び子育てについて相談しやすい環境の整備」はもちろん大切であるが、養育者自身が相談に来るのを待つだけでなく、初期からの働きかけを具体的に入れるべきである。	核家族化、地域社会の人間関係の希薄化などを背景に、家庭や地域社会における養育力が低下することにより、保護者が子育てに困難を抱え、その結果虐待行為に至ることがある事実があります。 そのため、妊娠・出産・子育てまで切れ目ない支援に関する施策を行う区市町村を、都として支援することや、社会全体で虐待から子供を守ることの必要性を踏まえ、条例案を作成します。
	○体罰及び虐待に関する意識と実態、妊娠及び子育てに関わる意識調査を2年または3年に一度程度、匿名で実施し、さらに子どもたちへの調査を行い、調査結果を施策の改善に活用するべき。	ご意見について、参考とさせていただきます。

項目	主な御意見の内容	都の考え方
08未然防止	○虐待について都民に理解を深めてもらう機会をどのように設けるのか。 ○虐待に大小はない。そのことを私たち大人が正しく認識し子ども達の健やかな育ちに責任があることを、当たり前にも受容している社会の実現を望む。 ○啓発および相談では、虐待や虐待に至る要因を含めた未然防止としては弱すぎるのではないか。 ○虐待の恐れのある保護者に対して、幼稚園、保育園等に関わっていない幼児を通園させることを義務付けるべき。家庭に閉じ込められた乳児、幼児への虐待が多く、またそのようなケースでの虐待予防は極めて困難なので、乳児、幼児を社会的機関に結び付けることが必要。 ○子どもと同居する親のつれあいは全員、役所から具体的に虐待となること(たたくなど)の指導を受けることを義務化するのどうか。 ○子どもを持つ再婚者の場合、自分が生んだ子供の方が可愛いもの。自分が生んだ子供の性格が良くわかるので、育てやすい。継父なり継母なりの年齢や経済的な状況によっても、虐待につながるものが考えられる。関係機関では、そこまでの個人情報をつまえて、見守っていく必要がある。 ○未然防止策として保護者が子育てで悩んだら、気軽に相談できることの啓発及び相談先の情報提供を加えていただきたい。 ○子育てに関しては、ストレスがかかりやすい面は少なからずあると考えられるので、こうした面に関する相談を充実させるべきである。子供を虐待しそうなほどストレスが溜まっている場合やその他子育て全般の相談所を設けるなどもした方がよい。 ○未然防止の段階では、児童虐待が疑われ、調査等が行われることを地域の人に悟られない配慮が必要ではないか。うわさが独り歩きすれば、保護者の孤立化を促し、虐待が疑われる場合でも、発見が困難な状態に進む可能性がある。 ○未然防止における窓口を、児童相談所とは別に設けるべきではないか。 ○「比較的まだ安心できる状況の時に何をするか」という意味での予防と、実際に虐待が起こってしまった際との中間への対応が望まれる。「このままだと虐待になる」「今助けないと確実に危ない」というような段階に対して、より積極的に児童相談所や子ども家庭支援センターなどが関わり、持っているノウハウや視点を、より広く共有してほしい。	子供への虐待を未然に防ぎ、虐待を生まない社会をつくることが重要です。 そのため、妊娠・出産・子育てまで切れ目ない支援に関する施策を行う区市町村を、都は、引き続き支援していきます。 また、子供と家庭に関する総合相談や子供家庭在宅サービスの提供・調整等を行う区市町村の「子供家庭支援センター」(※)と、専門的な知識・技術を必要とする対応を行う「児童相談所」との、密接な連携・協働を一層進めるとともに、保育所、学校、病院などの関係機関との情報共有などにより、虐待の早期発見・早期対応に一層努めていきます。 現在、OSEKKAIくんを児童虐待防止推進キャラクターとした「東京OSEKKAI化計画」として、いい意味で地域社会の連帯感、優しく親子と接し、見守るという、新しい言葉、行動『OSEKKAI』を広げる取組を進めるとともに、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」に位置付け、様々な啓発活動を実施しています。 今後とも、虐待防止のため、都民等の皆さまに理解を深めていただくための取組を進めていきます。 こうしたことを踏まえ、条例案を作成します。 ※子供家庭支援センターは、平成7年度から東京都が事業開始し、区市町村が設置を進めてきた相談・サービス提供等を行う機関です。虐待の通告先にもなっています。
08未然防止	○保護者は、子供の健やかな成長を守るために、区市町村が実施する各種健診を受診するようにするべき。 ○乳幼児健診に来ない家庭には各種手当を受診時の手渡しに変更する、それでも来ない場合は土日祝日・夜間も含め職員が自宅訪問をするなど、より実効性の高い方法で「全ての子どもとの面会」を実現するよう各市区町村に義務付けるべき。また、そのための人員増強などの補助は都が行うことを明記してほしい。	各種健診の受診により、妊産婦や子供の健康保持等はもちろん、育児の不安や課題を早期に見つけ、支援につなげることができます。 そのため、未受診等の場合などに区市町村が行う受診勧奨に応じる努力義務を条例案に盛り込む考えです。

項目	主な御意見の内容	都の考え方
09 通告しやすい環境づくり	○児童虐待を防止する方法の1つとして、早期発見が重要 ○「虐待通告は義務である」と啓発活動で呼びかけられているが、義務と責務はどう異なるのか。 ○未然防止、早期発見、早期対応を速やかに行えるよう、関係各庁への迅速な連絡、不安に感じたときの明確な相談、届け出ることのできる機関、周囲が不審に感じたときに気兼ねなく相談、届出ることのできる機関の設置をお願いしたい。現状のままで、子供たちだけでなく、子供たちを守る大人の心身の健全も不安になる。 ○虐待を受けた子供が自ら相談しやすいとあるが、実現が難しいと思う。どのような仕組みを想定し、どのように子供に対し促していくのか、明記してほしい。 ○「伝えたくても伝えた瞬間にすべてが崩壊する」というリスクを懸念し、なかなか言い出せない子どももいると考える。本当に虐待を受けている当事者としての気持ちになって条例案を策定したり、運用することを明記してほしい。 ○学校内でも、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーが子どもにとって相談窓口になるよう機能強化に努めるべきではないか。 ○不登校や義務教育機関外の子どもにも、児童相談所以外の窓口を提示すべきである。 ○通告しやすい環境づくりが目的ならば、第一報を通告しやすくするよう、表現を「義務」ではなく「許可」とするべき。併せて、通告をした方に不利益があってはならないことを一文として明示的するべき。 ○虐待通告における心理的プレッシャーから、「虐待通告をしない」選択肢や、児童相談所や警察以外の対応窓口を明記すべきではないか。 ○テレビや創作媒体を通して醸成された虐待のイメージだけで、通告されるリスクがある。 ○虐待の通告義務の件については、このままの条件で課すと監視社会及び密告社会に繋がりがかねない。監視社会及び密告社会を解決又は緩和し、且つ冒頭の子供の虐待死事件のような事案を防ぐように、一定の場合の虐待に対し努力義務を課すようにすべき。 ○場合によっては、地域間の人間関係に亀裂を生む事態になるが、どう配慮するのか。	虐待は、子供への重大な権利侵害で、その心身の健やかな成長を阻害するものです。また、保護者が監護する子供に対して行うものであるため、子供がその被害から自ら逃れることが容易でない事情があります。行為がエスカレートすれば、子供が死亡に至ることもあります。 そのため、虐待を早期に発見し、早期に適切に対応することが不可欠です。 そうしたことを踏まえ、児童虐待防止法において、「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、区市町村又は児童相談所等に通告しなければならない。」と規定されています。 都内では、区市町村の子供家庭支援センター（※上記、未然防止の項参照）等や児童相談所に通告をすることとしております。 また、児童相談所全国共通ダイヤル「189（イチハヤク）番」でも通告を受け付けております。 虐待通告は、子供を守ることにつながることはもちろんのこと、子育てに課題や困難を抱えた家庭への支援の契機でもあるため、虐待通告を行うべきことを、引き続き、周知していきます。 こうした観点から、条例案を作成します。 なお、子供が自ら相談しやすいよう、フリーダイヤルによる「東京子供ネット電話相談」などを実施しており、また、平成31年度から、児童虐待を防止するためのLINE相談を本格実施する予定です。
	○都民への通告の義務付けは、それ自体が近隣住民や保護者及び子供へのストレスに繋がり、保護者及び子供を追い込む逆効果を生む可能性がある。強制よりも善意を育てて問題解決につなげてほしい。 ○本条例案の内容では、通告などにより虐待事案に発展した場合、保護者が悪のように思われる印象を抱くのではないか。 ○普通に叱っただけで、通報されて、子育てにおける保護者の自己肯定感を傷つける結果になれば、精神的に追い詰めることになりかねないことを考慮しているのか。	虐待通告等を受け、児童相談所が調査を行うに当たっては、子供と保護者に対し、調査の趣旨を十分に説明し、聴き取りを行います。また、子供と保護者の権利やプライバシーを侵さないよう十分に配慮しながら対応します。 通告の対象となったことで、保護者が、子供の養育に自信を失ったり、気持ちが萎縮してしまったりした場合には、必要に応じ、区市町村の子供家庭支援センターなどの子育て支援に関する機関につなぐなどの対応を、引き続き進めていきます。 こうした観点から、条例案を作成します。

項目	主な御意見の内容	都の考え方
09 通告しやすい環境づくり	○虐待通告すべき際の基準とは何か示してほしい。	都民や事業者向けのパンフレット「虐待に気づくためのチェックリスト」を作成し、虐待の可能性等に気付くための項目や、通告の手順、連絡先等をまとめておりますので、ご活用いただきたく存じます。 http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/kodomo/katei/taiseikyoka310125.files/checklist.pdf
10 子供の安全確認	○罰則規定を設ける、又は警察の捜査令状に相当する強制保護の書面を持参させるなど、踏み込んだ児童保護などの対策を行うべき。	子供の安全が最優先とする観点から、児童虐待防止法では、立入調査、臨検・捜索などの児童相談所の権限が規定されています。 また、同法では、立入調査について、保護者が、正当な理由なく、職員の職務の執行を拒んだ場合等には罰則規定も設けられています。 児童相談所は、引き続き、法に規定された権限を、必要な場合に迅速かつ適切に行使していきます。 こうした観点から、条例案を作成します。
10 子供の安全確認	児童館・区民館を24時間のシェルター化するべき。職員は地域の保育士、助産師、医師、児相、警察、弁護士を当番制で配置する。	ご意見について、参考とさせていただきます。
11 児童相談所の調査	○東京都の報告内容において、病院からの通告数とその結果（一時保護となった数）、一時保護期間となった平均日数（そのうちの施設入所者数）、冤罪の有無・訴訟の数、身体虐待のなかに占める「頭部外傷」の数を含めるべきである。 ○児童相談所の「指導・支援」が絶対的すぎる。「虐待か否か」の判定に、児相が独自の判定できるものがあるかもしれないが、「AHT（虐待による頭部外傷）の診断」は、もっぱら契約した専門医のセカンドオピニオンに依存している。質の担保のため、依存しているセカンドオピニオン医の氏名と専門分野・業績の公表が必要である。 ○児童相談所の中に、専門の領域の医師をプールした「セカンドオピニオン部」を作り、医師が意見交換しながら、早く結論を出せるようにしてほしい。今は、個別に聞いて廻り、一時保護に長い時間がかかる原因になっている。	ご意見について、参考とさせていただきます。
	○子育てをしている中で、感情で手を挙げてしまうことがあった場合など、ある程度仕方がない局面でも親子が引き離される可能性がある。どのように運用していくのか明示してほしい（平手でたたくことを根絶したいという指摘は理解した上の意見）。 ○特に乳児の場合（幼児もそうですが）、虐待ではないと思われるものでも親子分離されてしまう現状がある。親子の愛着関係の大事な時期に、この乳児の人権はどうなのかと思う。このことの配慮を考えてほしい。 ○児童相談所が調査を行った場合には、調査結果を当該保護者及び子どもに伝えることを明確に規定するべき。	子供の安全・安心の確保及び最善の利益の視점에立ち、子供が健やかに成長できるよう家庭を支援するため、適切に対応していきます。 こうした観点から、条例案を作成します。

項目	主な御意見の内容	都の考え方
11 児童相談所の調査	○一時保護の判断基準を明記するとともに、誤った虐待リスクの判断の是正、一時保護(解除を含む)の適正化のために必要な措置として次の事項を規定してほしい。 (1)児童相談所等の関係機関は、虐待の疑いを把握し家庭訪問等した場合には、通報した住民等の通報した根拠や児童を気遣う思いを真摯に受け止め、1回や2回の保護者との面談で「虐待ではない、あるいは大したことない」などと軽信してはならない (2)児童相談所等の関係機関は、児童の顔など目に見えるところに傷を確認できる場合において保護者が虐待を否定したことをもって虐待はないと軽信してはならない。また、児童の目に見えるところに傷が確認できない場合も、そのことをもって虐待を受けていないと判断できることはないことから、同様とする。 (3)児童相談所等の関係機関は、専門的な医師から虐待の疑いが高いとの意見を得た場合には、その意見を十分に尊重しなければならない。 (4)児童相談所は、一時保護の判断に当たっては、子どもの安全確保を最優先に判断することとし、市町村、警察、病院、学校等からの情報・意見を幅広く入手し、特に専門的な医師の見解は十分に尊重することとする。 (5)児童相談所は、一時保護等を解除しようとする場合には、あらかじめ警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの安全が確保できるかどうか十分に調査しなければならない。 (6)児童相談所は、一時保護等を解除し保護者に対して児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、区市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全確保計画を策定し、関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図らなければならない。 ○関係機関において、地域からの情報提供に必ず耳を傾けること(情報としての収集義務)を明記すべきではないだろうか。 ○子供を保護した際や、未然防止の観点も含めた情報提供が行われても、関係機関等につなげば終わりなのか、どのようにフォローしていくのか、プロセスおよび線引きを明示してほしい。	ご意見について、参考とさせていただきます。 なお、虐待事案に関係する団体との情報共有等については、引き続き、区市町村が設置する要保護児童対策地域協議会を積極的に活用してまいります。
12 連携及び情報共有	○児童虐待防止の関係各機関は多岐にわたり、「他の職種の専門性を尊重すること」は、とても難しい。しかし、そのような葛藤を乗り越えて、一つの職種の方たちだけで結論を出すのではなく、他職種の方々の意見を広く取り入れることこそが、児童虐待の早期発見につながるものと考えます。 ○条例案の中に、「自治体の関係団体の連携」とあるが、関係団体との情報の共有についてはどうなるのか。一方的な情報提供ではなく、虐待が疑われるもしくは過去に虐待があったなど、心配される事由があった子どもについては、事前に情報を伝えてもらうことで細やかな対応をすることが出来る。 ○通告した後の経過は、「個人情報なので教えない」という方針で進行しているが、それでは社会は成長しないのではないか。勘違いや間違いや一方的な出来事であれば、そう伝えられて学習することは多い。通告を推奨しているが一方通行でいいのか。児相から病院へのフィードバックがないので、システムや判断が判定しにくい。	虐待事案に関係する団体との情報共有等は、引き続き、区市町村が設置する要保護児童対策地域協議会を積極的に活用してまいります。 こうした観点から、条例案を作成します。
	○共有の是非、情報が誤って伝わった場合の責務はどう果たすのか。正しい情報が伝わるためにどんな工夫を検討しているのか(実効性を含め)を示してほしい。 ○異なる自治体同士の情報共有を強化するのであれば、虐待防止の観点や捉え方、指針ををできる限り相互理解しておかなければ、齟齬(そご)が生まれ、考え方相違による不十分な対応に至る可能性がある。 ○目黒区内の5歳児の虐待死の案件では、引き継ぎミスが要因のひとつであるため、条例ではなく、仕組み自体を整備すべきではないか。	転居は、それまでの社会資源とのつながりが切れ、家族が地域で孤立し、家族関係が悪化する可能性もあるため、家庭の転居に当たって、(他の道府県の児童相談所も含め)児童相談所間の虐待事案的な引継ぎを徹底してまいります。 こうした観点から、条例案を作成します。

項目	主な御意見の内容	都の考え方
12連携及び情報共有	○児童相談所と警察の協力体制が不可欠。区市町村も含め情報を共有していく事が大事。	虐待事案に的確に対応するため、平成30年9月に、都と警察とで、児童虐待対応の連携強化に関する協定書の見直しを行いました。そうしたことも踏まえ、条例案を作成します。
12連携及び情報共有	○児童相談所、市町村と警察等の情報共有と連携して子どもを守る取組として次の事項を規定してほしい。 (1)児童相談所、市町村と警察はそれぞれが把握した案件につき、漏れなく確実に(全件)情報共有の上、連携して子どもを守る活動を行うものとする。 (2)警察は自ら把握した案件及び児童相談所、市町村から提供を受けた案件につき、110番、相談、DV対応、巡回連絡やパトロール、迷子・深夜徘徊児の保護活動その他の警察活動等で対応した場合には、その状況を児童相談所、市町村、学校、病院等の関係機関に速やかに通報するものとする。 (3)警察は児童相談所または市町村に、把握している虐待家庭に係るDVその他の暴力的な事案に関する情報、被害児童の深夜徘徊、家出、犯罪やいじめ等の被害、非行等の情報について提供するものとする。 (4)児童相談所、市町村は、児童に傷が認められる場合、衰弱していると認められる場合、性被害を受けている疑いがあると認められる場合、保護者から児童の安否確認を拒否された場合、通報先が不明の場合等特に子どもに危険が生じているおそれがあると認められる場合には、直ちに警察に通報するものとする。	ご意見について、参考とさせていただきます。
13虐待を受けた子供及びその保護者への支援	○ひとり親または両親が別居中の家庭に暮らす子供は、虐待される確率が高いとのデータがある。虐待が発覚した場合、子供の児童相談所に避難するか、別居親または他の親族の元に行くか選択肢を与え、子供の意見を尊重することが大切。 ○親と子供で話し合うことが大事。ケースには個別対応できるような体制構築も必要ではないか。	子供の安全・安心の確保及び最善の利益の視点に立ち、子供が健やかに成長できるよう家庭を支援するため、引き続き、適切に対応していきます。 こうした観点から、条例案を作成します。

項目	主な御意見の内容	都の考え方
13 虐待を受けた子供及びその保護者への支援	○もっと子供への支援を明確にした方が良いと考える。 ○性的虐待など深刻な虐待を受けた被害児童が、トラウマの軽減のため無償で専門的な治療、カウンセリングを受けることができる制度を規定してほしい。 ○非接触型の性的虐待や心理的虐待は周囲からわかりにくく、放置されやすいのが実態だと思う。継続的に心理虐待をうけてきた子供の大半は、心が病み、成長するにつれて、精神病を発症したり、正常な人格形成がなされなかったり、成人した後も、健全な社会生活を送れないでいる。この条例がこうした不幸な子どもを救うためには、と期待している。 ○両親が虐待受けていた場合、他人はその苦しみは推し量れない。この場合、会話はなくとも傾聴する存在が必要になる。このように、それぞれのケースで様々なニーズがあり、それは施設職員のみで一件一件対応するのは不可能であり、その家族のことを理解できるのは職員よりもご近所、またはその両親、親せき、友達ということになる。 ○虐待を受けた子ども達への親、保護者への支援もまた必要である。被害者、加害者という見方だけで親、保護者に対するのではなく、親、保護者への救済もまた広い視野での子どもの最善の利益につながっていくのではないかと。 ○家庭にはそれぞれ事情がある。また保護者が精神的に追い詰められていってしまったり、環境面で十分な未然防止の機会がなかった可能性がある。虐待が起きて「指導・支援をする」というのではなく、保護者にも被害者の側面があり、虐待に発展してしまったときに都・関係機関の責務は何なのかを明確にしてほしい。 ○虐待を防止し引き離すだけでなく、そういった家族への教育的な介入であったり、指導的な介入を行うということを、もっと強調して欲しい。 ○虐待が発見された場合の、きょうだいへの支援も明記して欲しい。心理的虐待に認定されなくても、心の育ちには多大な影響を受けているはずである。そういった観点でのきょうだい支援についても触れてほしい。 ○乳幼児、ことに2歳以下の親子分離は、慎重であるべき。特に「面会謝絶」の意味が不明であり、人間への愛着を形成する時期に、「面会謝絶」は公的な「児童虐待」と言える。乳児院の質のチェックも必要である。 ○親から子供を引き離すことが良い結果に繋がるとは限らないことを想定しているか。 ○虐待にあっても、その子の親は、その子の親だけであるという意識のもと、条例策定・条例運用ができるよう設計すべきだ。 ○虐待を繰り返す保護者が、さらなる虐待を行わないよう必要な専門的な治療、カウンセリングを受けることとする制度を規定してほしい。	子供が虐待を受けた場合、心身に様々な影響を受けるため、年齢や心身の状況等を十分考慮した支援を行います。 虐待を行った保護者(その保護者の配偶者等を含む。)については、子供の心身の健全な成長にとって、良好な家庭環境を形成し、若しくは適切な親子関係を構築できるよう、また、再び虐待を行わないよう、必要な指導及び支援を進めます。 こうしたことを踏まえ、条例案を作成します。 ※都内の各児童相談所では、児童心理司などによる子供と保護者に対する個別指導やグループ指導を実施しています。 また、児童相談センター治療指導課では、被虐待により施設入所中の子供と、再び一緒に暮らす予定の家族等を対象に、児童精神科医や児童心理司が、親グループ、父親グループ、母親グループ、家族合同グループ等による心理療法や親子支援プログラム(家族再統合のための援助事業)を行っています。
14 社会的養護の充実及び自立支援	○都民が、社会的養護が果たす役割の重大さを理解し、地域で、学校で、受け入れ、共に生きるという意識をもって応援するような社会をめざせるような条例としてほしい。 ○社会的養護から離れて自立していく子供たちについて、家族の後ろ盾なく、社会に出ていかなければならない若者の孤立や困難を理解し、若者相談や女性相談の窓口、就労支援、精神保健福祉や障害福祉、困窮者支援、DV被害者支援など、様々な支援制度と協働して、切れ目のない支援を構築する必要があると、社会にはその責務があることを、明記して頂きたい。	虐待を受けた子供(社会的養護のもとで育った子供を含む。)は、保護者からの適切な養育・支援を受けられないことがあり、生活や就労、人間関係等の悩みについて、大人に相談し、助言を得ることが困難な場合があります。 そのため、社会全体で理解を深め、配慮することが必要です。 こうしたことを踏まえ、条例案を作成します。

項目	主な御意見の内容	都の考え方
14社会的養護の充実及び自立支援	○里親制度、乳児院、養護施設の充実をもっと具体的に明示してほしい。 ○帰ることのできる実家がない、社会的養護を卒業した子どもたちのアフターケアの体制も、まだまだ脆弱である。「保護すればOK」ではなく、その後の子どもたちの暮らしについても、突っ込んだ議論をしていただきたい。 ○虐待予防の観点からも、虐待された子どもの社会的養護と自立支援は、欠くことができない問題であることに、触れるべき。 ○都民の大学進学率の高さを踏まえ、社会的養護下にある子供たちも当たり前に進学できる環境を作るべき。学習支援の強化、給付型奨学金など高等教育を受ける機会の保障を明記してほしい。 ○虐待を受けた子ども達が里親制度によって健全で安心できる大人との関係性の中で、生きることへの希望と安心感を醸成できるように、「社会的養護及び自立支援」の項目についての効力性のある施策展開を希望する。 ○社会的養護についてはほとんど検討がなされていないように思える。虐待によって精神的な困難を抱えていたとしても、児童養護施設はいつぱいで受け入れられず、自立援助ホームでは働かなければならない。生きているだけで精一杯な子どもたちが、働くことを前提にしなければならないのは、本当に大変なことである。 ○社会的養護における児童養護施設、乳児院、養育家庭、自立援助ホーム、ファミリーホーム、子どもシェルター、アフターケア事業所等、それぞれについて、現場のニーズに基づいた支援を構築していくことを、明確に定めてほしい。	社会的養護(※1)については、家庭と同様の環境での養育をより一層推進、施設における専門的ケアが必要な子供への支援を充実、自立支援(※2)の更なる充実などを図っております。 引き続き、社会的養護のもとで育つ子供の適切な養育や自立のため、施設や事業の充実を図っていきます。 こうした観点から、条例案を作成します。 ※1 虐待等の様々な理由により、家庭で適切な養育を受けることが困難又は適切でない子供を公的責任において社会的に養育する制度 ※2 都は独自事業として、児童養護施設に自立支援のコーディネーターを配置することや、自立援助ホームにジョブ・トレーナーを配置することなどにより、社会的養護のもとで育つ子供等の自立促進を図っています。
	○里親に関して、詳細は法律や条例に依るものと思うが、都民への啓蒙を期待する。 ○里親ならではの困難や悩みなどに対する支援体制、相談窓口を整えることを明記してほしい。委託したら終わりではなく、傷ついた子供たちがより良い環境で過ごし続けられるよう継続した支援が必要。 ○里親制度等の安易な利用については慎重になるべきであり、里親制度については裁判所から親権の剥奪処分を受けた者の子供を対象とすることを原則とする事、児童自立支援施設の利用は親権の剥奪処分又は一時停止処分を受けた者の子供を対象とすることを原則とする事などの基準が必要なのではないか。	平成28年の児童福祉法改正で、家庭養育優先を原則とし、その上で、社会的養護が必要な場合には、より家庭に近い環境での養育(里親等による養育)が優先されることが明確化されました。 都は、養子縁組を目的としない里親を「養育家庭」とし、その啓発活動や育成を行ってきました。特別養子縁組里親、ファミリーホーム等とも併せ、今後とも、制度の啓発活動や子供の委託等を進めていきます。 こうした観点から、条例案を作成します。

項目	主な御意見の内容	都の考え方
15人材育成等	○例えば医療機関で脳の外傷が見つかったときには、家族の深層心理を専門的な対話を通してみるなど、公認心理師をチームに入れて多面的に対処するといった観点を、条例に含めていただきたい。 ○児童相談所に働く人の割合では、臨床心理士を増やしてほしい。働いている人がマニュアル通りに働くだけでなく、「人間的に判断できる」力を培ってほしい。 ○虐待の早期発見、早期対応のために、関係機関の従事者も専門的な知識や技術を学べる機会を設けてほしい。 ○虐待を防止するためには、虐待へ対応するための人材育成に注力するだけでなく、虐待を未然防止する、体罰等によらない子育て支援ができる人材育成も観点として取り入れてほしい。 ○どんどん通告を奨励し、虐待の明確な判断基準もなく、一つも虐待を見逃すなというプレッシャーを負う今の体勢で、優秀な人材が確保できるのか。専門教育を受け、志高く児童福祉の職についた人でも疲弊して燃え尽きて辞めて行ってしまうのではないか。 ○当条例は、関係機関等の職員の負担のみを増加するような内容に思える。児童虐待に対応できる人材の募集をしているが、条例が先行的に施行され、現場が追い付かない可能性はないのだろうか。 ○一時保護所は、危機的状況にある子どもが、まずこの社会を信頼してよいかどうかを判断する、最初の機会です。人的、物的条件の整備を含め、処遇改善を行うとの目標を定めてほしい。	子供を虐待から守るため、子供と家庭に関する相談や虐待対応の専門機関として、児童相談所の体制の一層の強化と専門性の向上を図っていきます。 併せて、区市町村の子供家庭支援センターや関係機関等の人材育成に資する研修等を、引き続き実施していきます。 こうした観点から、条例案を作成します。
16虐待死亡事例等の検証	○死亡事例だけではなく、実際に起こった虐待の解決事例やそこに至るまでの経緯なども、(関係機関等の職員に対する)研修に盛り込んでほしい。	ご意見について、参考とさせていただきます。
18その他	○「子供」ではなく「子ども」という表記とした方が良いのではないか。	常用漢字表で定められた漢字を使用することとしております。

項目	主な御意見の内容	都の考え方
18その他	○東京都子供への虐待の防止等に関する条例(仮称)骨子案について、内容に賛同する。 ○家庭的保育では、少人数の保育のため、子供の成長や虐待に気が付きやすく、保護者との信頼関係が築きやすい。東京都子供への虐待の防止等に関する条例を基に、すべての子どもたちが、虐待されることなく、安心して生活できるように、家庭的保育事業者は改めてその役割を認識し、今後も、より努力していきたい。 ○このような条例の制定を検討していることに、大変嬉しく思っている。こどもの最善の利益の実現に向けて、私たち大人は最善の努力、行動を取る責任があると改めて感じている。 ○東京都に限らず、信じられない児童虐待を耳にする。日本で子供たちが健やかに成長出来るよう、まず、日本の首都である東京都で条例制定を、そこから全国に制定が広がることを願います。 ○子供は他人の保護ではなく、実の親の保護が必要。きちんと道徳心を持つ大人の子育てには、命に関わるような虐待は起こり得ない。虐待の保護以前に、新たな問題を生じかねないこの条例には断固反対である。 ○すべての子どもが平等に、安全でバランスのとれた食事と教育が得られるためには、国や社会が全力を向けなければならない。 ○目黒区内の虐待死事案を受け、感情論が先行している印象が見受けられる。 ○条例が「子どもの安全及び安心並びに最善の利益を最優先」するものになることを望む。 ○細かいことを議論すると、個別のケースに対応できないため、柔軟な対応ができる条例案にするべきではないか。 ○様々な重度・軽度・虐待と認定されないケースがあるが、報道では目黒区内の虐待死事案を発端に条例策定を目指していると言っているため、再発防止の観点からの条例策定を目指してほしい。	子供を虐待から守り、その健やかな成長を図るため、虐待防止の取組を一層進めていきます。

項目	主な御意見の内容	都の考え方
18その他	○「児童相談所所長」の資格・権限が不明であり、権限が大きすぎる。様々な行政上の決定権を持っているとはいえ、司法の手続き抜きで、ある意味「治外法権」的な立場ではないか。 ○「虐待通告は子供を守ることであり、家庭への支援の契機でもある」とあるが、私が経験した「支援」は子育てしやすい環境を整えたり、家族の子育て能力を高めるものではなく、むしろその真逆であると感じた。今後、児童相談所の介入が強化されればますます行政と家庭の間の溝が深まり、やればやるほど家庭の実態が見えにくくなるのではないか。 ○児童警察と言われて嫌われている児童相談所を、根本的に良くしてもらいたい。裁判の裁判員裁判のような、児童相談所の判定を一般社会人が審査することができるといい。 ○誰がどのように判断した「虐待」なのか明示すべき。責任の所在としての判断者を明らかにしてほしい。 ○児童相談所に通報したが、感じの悪い男性の対応に心が折れた。児童相談所の職員も忙しいと思うが、1つ1つの通報に心から向き合ってほしい。 ○「児童相談センター」に連絡を入れたところ、冷たい対応をされたことがある。昼より夜間の方がそのような連絡が多いと思うが、夜間の対応が難しいのであれば、翌日以降にきちんと対応できる体制が欲しい。児童相談センターを通り越して、警察に直通となった方がよい。 ○児童相談所の調査は、どのような内容がいつ開始し、いつ終わらせるのか、メドを明らかにすべきである。一方的に、児童相談所の都合に合わせている感がある。丁寧な説明を要する。 ○虐待をしそうもない人にまで、役所の管理強化がうたわれ、その副作用として皆が委縮している。本当に、今の児童相談所に質が担保されているのか疑問である。「冤罪」を生まないかが心配である。	子供と家庭に関する相談や虐待対応の専門機関として、一層の体制強化と専門性の向上を図っていきます。
18その他	○乳幼児や未成年者に対する受動喫煙の影響は深刻で、自ら避けることが困難な胎児及び子供への受動喫煙は虐待に当たると考えられます。受動喫煙が虐待であるとの認識を高めるためにも、「子供への虐待の防止等に関する条例」の虐待の定義に含めるべき。 ○子どもの受動喫煙を「虐待」として捉え、都条例及び法と連携して「子どもへの虐待の防止等に関する条例」にその具体的対策・施策を入れるべき。 具体的には、例えば「保護者は、子どもを、その心身の健康に有害な受動喫煙や薬物などにさらさない。」の規定を入れるなど。 ○家庭内や旅行・外食時等を含め、子供に受動喫煙させることは、子供の基本的な人権を侵害する虐待行為であるため、家庭等であっても、子供の存在し得る環境での喫煙は全面的に禁止し、喫煙場所は極めて限定的なものとすべき。 ○子供の安全や良好な成育環境を守るために、覚醒剤や危険ドラッグの吸飲道具となる電子タバコの販売・所持を全面的に禁止するとともに、薬物犯罪の前科・前歴のある親から子供を強制的に引き離して保護できるよう制度整備を行う必要があるものとする。 ○受動喫煙防止の対策において、子供と並んで胎児も対象にした対策を行うべき。	子どもの生命及び健康を受動喫煙の悪影響から保護するための措置を講ずることにより、子どもの心身の健やかな成長に寄与すること等を目的として、東京都子どもを受動喫煙から守る条例(平成29年東京都条例第73号)を制定しております。 また、平成30年6月に制定した東京都受動喫煙防止条例(平成30年東京都条例第75号)では、学校や保育所等について、敷地内を禁煙にするとともに、保護者の責務として、受動喫煙による子どもの健康影響を未然に防止するよう努めることを規定しています。

項目	主な御意見の内容	都の考え方
18その他	○虐待を受けた子供及び虐待を行った保護者への支援において、子供が受動喫煙を含め、虐待・危害を受けたことによる発病や、通院・入院などが判明した場合などには、保護者への注意や禁煙勧告、あるいは禁煙治療の受診紹介・指導を行うことを要望する。自治体によっては、妊婦を含め、禁煙治療に対して補助を行っていますので、禁煙治療に対する公的補助も検討するべき。	受動喫煙による健康影響については、引き続き、リーフレットやホームページ等により、都民等への啓発を行ってまいります。 また、都では、区市町村や医療保険者に対して、禁煙希望者向けの卒煙リーフレットを配布するとともに、ニコチン依存症治療に保険が適用される医療機関のリストや、区市町村が取り組む禁煙希望者の支援内容をホームページに掲載しています。 さらに、平成30年度から、禁煙外来の医療費等への助成を行う区市町村の取組を支援しています。
	○不当な子の連れ去りによる親子断絶・片親阻害・児童虐待を防ぐため、面会交流(親子交流)の拡充を支援するようにして、保護者等の責務として、子ども達が両親から最大限の愛情を享受できるようにするべき。まずは、両親が、共同養育・共同親権・共同監護を果たす責任があるという親教育が必要不可欠。 ○両親が共同養育・共同親権・共同監護を遵守して、片親による不当な子の連れ去りを未然防止すること。夫婦がお互いを尊重し、子の連れ去りによる児童虐待防止に取り組むこと。 ○共同養育・共同親権をあくまでベースとし、子供が両親から愛情を享受できているのかを児童心理学により判定し、不当な親子断絶を防止できる人材を育成するべき。 ○児童相談所は、ひとり親がちゃんと子どもを別居親に会わせているか、別居親に必ずヒアリングをし、子どもが会いたい時にいつでも両親に会えるように支援するべき。親子断絶を児童虐待かつ人権侵害であると認識し、親子断絶を防止することで、子どもが両親から愛情を享受できるようにすること。	離婚後の面会交流等については、子供の最善の利益を最も優先して考慮した上で取決める必要があるとあります。 都においては、法の趣旨を踏まえて、離婚前後のひとり親の方を支援するため、東京都ひとり親家庭支援センターにおいて、養育費相談や面会交流支援、離婚前後の法律相談等を無料で実施しており、今後も支援の充実を図っていきます。 また、子の引き渡しについては、今後の国における検討や法制化に向けた動向について、注視していきます。
	○虐待防止と言っても児童や動物など多岐にわたる。このように様々な部署で同様のセクションを有する組織体制はやめ、機能別組織にシフトするべきである。	ご意見について、参考とさせていただきます。